

⑥平成30年度農地中間管理事業のメリット措置についてお知らせします

農地中間管理機構では、農地の有効利用や農業経営の効率化を図るため、随時農地の貸し主（出し手）や耕作者（受け手）を募集しています。なお、メリット措置として交付要件を満たすと次の支援が受けられます。

【地域集積協力金】（10,000円／10a）

地域内の農地の20%超が機構に貸し付けられ、かつ機構に貸し付ける農地のうち新たに「担い手」へ集積される農地の割合が25%以上であること。

【経営転換協力金】（10,000円／10a）

全ての自作地を10年以上機構に貸し付け、かつ農地が機構から「担い手」に貸し付けられること。※ただし、10a未満は自作可能。

【耕作者集積協力金】（5,000円／10a）

機構の借受農地に隣接する農地または面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地（交付対象農地）を機構へ貸付け、かつ農地が機構から「担い手」に貸し付けられること。

◎「担い手」とは、認定農業者、認定新規就農者のことです。

なお、メリット措置は平成30年度が最終年となっており、協力金の交付は1回限りです。農地を貸したい方は、お申し込みください。

申込方法 貸付希望申出書等必要書類を農政課または笠間市農業公社の窓口、農地中間管理機構へ直接提出してください。※すでに継続登録されている方の申込みは不要です。

申込期限 8月31日（金）

※期限内に申し込んだ場合でも、要件に満たないとメリット措置は受けられません。

申・問 農政課（内線541）、（一財）笠間市農業公社 TEL 0296-73-6439

農地中間管理機構 TEL 029-239-7131 ホームページ <http://www.ibanourin.or.jp/kanri/>

⑦梨苗の購入費を助成します

梨の安定的な生産のため、計画的な苗木の新植や品種更新を推進し、品質向上による生産振興を図ることを目的に苗木の購入費を助成します。なお、この苗木助成は市内果樹の安定生産を目的とするものですので、将来にわたって生産できる圃場に植栽してください。

対象 笠間市に住所を有する生産者または所在する生産者組織（3戸以上の生産者で組織する任意組織を含む）で、将来にわたって梨の生産意欲がある方

要件 10本以上の植栽を行うこと

補助率 梨の苗木1本あたり 300円以内（ただし、予算の範囲内とする）

申込方法 補助金等交付申請書（窓口または市ホームページよりダウンロード）、見積書（品種ごとの単価がわかるもの）、印鑑（ゴム印不可）をご持参のうえ、窓口でお申し込みください。※申請前に購入した場合は補助の対象となりませんので注意してください。

申込期限 9月7日（金）

申・問 農政課（内線526）

⑧新農業人フェア in いばらきを開催します

県内で農業を始めたい、農業法人等に就職したい方のための相談会です。求人のある農業法人等が20数社、地域の就農支援協議会、農業の専門学校やハローワーク等が出展してさまざまな就農の相談に対応します。

日時 8月4日（土） セミナー：正午～1時 相談会：午後1時～4時

場所 水戸駅ビルエクセル本館 6階エクセルホール（水戸市宮町1-1-1）

対象 農業を始めたい方、農業法人等に就職したい方

問 （公社）茨城県農林振興公社【農業担い手育成グループ】 TEL 029-239-7131